

教育委員会会議 定例会

平成 30 年 9 月 10 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 16 号 平成30年度9月補正予算（案）概要

第 17 号 職員の処分について

第 18 号 職員の処分について

第 19 号 職員の処分について

第 20 号 山梨県文化財保護審議会委員の委嘱について

第 21 号 山梨県立美術館協議会委員の委嘱・任命について

2 報 告 事 項

(5) 平成31年度使用山梨県立学校用教科用図書採択結果について

(6) 平成31年度採用山梨県立学校実習助手、寄宿舍指導員選考検査について

3 その他報告

(15) 退職手当支給制限処分に係る審査請求について

議案第 16 号

平成 30 年度 9 月 補正予算 (案) 概要

一般会計

【目的別】

(単位：千円)

区分	既定予算額	補正予算額	計(A)	構成比 %	29年度9月現 計予算額(B)	構成比 %	対前年度比較 A-B	前年比 A/B %
教育委員会所管一般会計	84,952,810	135,840	85,088,650	100.0	84,938,038	100.0	150,612	100.2
2 総務費	158,491	0	158,491	0.2	158,942	0.2	△451	99.7
1 総務管理費	158,491	0	158,491	0.2	158,942	0.2	△451	99.7
8 土木費	491,547	0	491,547	0.6	538,499	0.6	△46,952	91.3
4 都市計画費	491,547	0	491,547	0.6	538,499	0.6	△46,952	91.3
10 教育費	84,302,772	135,840	84,438,612	99.2	84,240,597	99.2	198,015	100.2
1 教育総務費	15,296,060	135,840	15,430,900	18.1	15,170,946	17.9	259,954	101.7
2 小学校費	25,569,942	0	25,569,942	30.1	25,894,498	30.5	△324,556	98.7
3 中学校費	15,343,154	0	15,343,154	18.0	15,504,413	18.3	△161,259	99.0
4 高等学校費	17,387,069	0	17,387,069	20.3	17,284,065	20.3	103,004	100.6
5 特別支援学校費	7,458,079	0	7,458,079	8.8	6,915,120	8.1	542,959	107.9
6 社会教育費	2,598,164	0	2,598,164	3.1	2,061,406	2.4	536,758	126.0
7 保健体育費	651,304	0	651,304	0.8	1,410,149	1.7	△758,845	46.2

【性質別】

(単位：千円)

区分	既定予算額	補正予算額	計(A)	構成比 %	29年度9月現 計予算額(B)	構成比 %	対前年度比較 A-B	前年比 A/B %
1 消費的経費	81,342,222	135,840	81,478,062	95.7	81,969,864	96.5	△491,802	99.4
人件費	73,348,891	0	73,348,891	86.1	73,774,806	86.9	△425,915	99.4
(委員等報酬)	966,935	0	966,935	1.1	927,357	1.1	39,578	104.3
(職員給)	63,988,357	0	63,988,357	75.2	64,607,191	76.1	△618,834	99.0
(退職金)	8,267,952	0	8,267,952	9.7	8,114,680	9.6	153,272	101.9
(その他)	125,647	0	125,647	0.1	125,578	0.1	69	100.1
物件費	4,654,088	454	4,654,542	5.5	4,618,205	5.4	36,337	100.8
維持補修費	87,978	0	87,978	0.1	89,062	0.1	△1,084	98.8
扶助費	679,034	0	679,034	0.8	684,030	0.8	△4,996	99.3
補助費等	2,572,231	135,386	2,707,617	3.2	2,803,761	3.3	△96,144	96.6
2 投資的経費(普通建設)	3,596,321	0	3,596,321	4.3	2,951,507	3.5	644,814	121.8
補助事業	225,081	0	225,081	0.3	25,202	0.0	199,879	893.1
単独事業	3,371,240	0	3,371,240	4.0	2,926,305	3.5	444,935	115.2
3 貸付金	3,864	0	3,864	0.0	3,864	0.0	0	100.0
4 繰出金	10,403	0	10,403	0.0	12,803	0.0	△2,400	81.3
合計	84,952,810	135,840	85,088,650	100.0	84,938,038	100.0	150,612	100.2

【提案理由】

一般会計歳入歳出予算の総額を 135,840千円増額し、歳入歳出それぞれ 85,088,650千円としたい。
これが、この案件を提出する理由である。

平成30年度9月補正予算(案)概要

(単位:千円)

課室名	事業名等	予算額 (財源)	事業の概要		
義務教育課	① 不登校対策検討費 事業	581 (県費 581)	不登校に対するより効果的な施策や取り組みについて幅広く検討を行う。 事業内容 検討委員会の開催等		
			当初予算額	補正額	計
			0	581	581
高校教育課	公立高等学校授業料不徴収金 交付金返還	135,259 (県費 135,259)	不適正な事務処理により過大に交付された国庫負担金について、国へ返還する。		
			当初予算額	補正額	計
			0	135,259	135,259

議案第 17 号

職員の処分について（内容別紙）

議案第 18 号

職員の処分について（内容別紙）

議案第 19 号

職員の処分について（内容別紙）

議案第20号

山梨県文化財保護審議会委員の委嘱について

山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第54条の規定により、山梨県文化財保護審議会委員を次のとおり委嘱する。

山梨県文化財保護審議会委員の氏名（別紙）

提案理由

山梨県文化財保護審議会委員の任期が平成30年9月30日で満了するので、新委員を委嘱する必要がある。

「文化財保護審議会」委員の委嘱について

1 根拠法令等

文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）により設置

2 職 務

山梨県教育委員会の諮問に応じて、文化財の指定及び解除、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して県教育委員会に建議する。

3 組 織

(1) 委員の定数

20人以内

(2) 委員の要件

ア 学識経験のある者

イ 関係行政機関の職員

(3) 委員の任期

2年

4 今回の委嘱について

(1) 文化財保護審議会委員の任期満了による新委員の委嘱：20名

(2) 任期：2018（平成30）年10月1日～2020年9月30日

議案第21号

山梨県立美術館協議会委員の委嘱・任命について

博物館法（昭和26年法律第285号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）に基づき、山梨県立美術館協議会委員を次のとおり委嘱・任命する。

山梨県立美術館協議会委員の氏名（別紙）

提案理由

山梨県立美術館協議会委員の任期が平成30年9月30日で満了するので、新委員を委嘱・任命する必要がある。

山梨県立美術館協議会委員の委嘱・任命について

1 根拠法令等

博物館法（昭和26年法律第285号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）により設置

2 職 務

博物館法第20条第2項の規定による山梨県立美術館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務

3 組 織

(1) 委員の定数

15人以内

(2) 委員の要件

ア 学校教育の関係者

イ 社会教育の関係者

ウ 家庭教育の向上に資する活動を行う者

エ 学識経験のある者

(3) 委員の任期

2年

4 今回の委嘱・任命について

(1) 山梨県立美術館協議会委員の任期満了による新委員の委嘱・任命：15名

(2) 任期：2018（平成30）年10月1日～2020年9月30日

(平成 30 年 9 月 10 日 定例教育委員会)

課 名 高 校 教 育 課
 高校改革・特別支援教育課

<p>件名</p>	<p>平成 31 年度使用山梨県高等学校及び特別支援学校用教科用図書採択結果について</p>
<p>経緯</p>	<p>○公立学校で使用される教科書の採択の権限は、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にある。 (「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 21 条第 6 号)</p> <p>○本県においては、県立高等学校(特別支援学校高等部を含む)の教科用図書の採択は、教育長に委任されている。(「山梨県教育委員会委任規則」第 2 条)</p> <p>○各県立高等学校(特別支援学校高等部を含む)へは、教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うために、校内教科書採択研究委員会の設置、調査研究、教科書制度の概要、教科書採択の基本方針についての指導・助言を行い、高等学校用教科書目録(平成 31 年度使用)より使用希望教科書の一覧表(使用教科書一覧表)及び教科書選定理由書の作成を求めた。</p> <p>○特別支援学校小・中学部については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、「山梨県教科用図書選定審議会」の答申を受け教科用図書採択の適正な実施を図るための指導・助言を行い、各学校に平成 31 年度使用教科用図書の調査資料の作成を求めた。</p> <p>○各校は校内教科書採択研究委員会での調査及び生徒の実態を踏まえ、最も適切な教科書の選定を行い、各県立高等学校(特別支援学校高等部を含む)においては、使用教科書一覧表及び教科書選定理由書、特別支援学校小・中学部においては、調査資料の提出を行った。</p> <p>○各校より提出された使用希望教科書についての資料は、各担当指導主事が確認を行った。</p> <p>○以上の経緯を経て提出された使用希望教科書について、平成 30 年 8 月 29 日付けで教育長が採択を行った。</p> <p>(1) 県立高等学校(特別支援学校高等部を含む) 検定済教科書：518 種 153,740 冊</p> <p>(2) 特別支援学校</p> <p>□小・中学部</p> <p>検定済教科書(小学部) 国語：1 種、書写：1 種、社会：2 種、地図：1 種、算数：1 種、理科：2 種、生活：3 種、音楽：2 種、図画工作：1 種、家庭：2 種、保健：1 種 (特別の教科道徳については平成 29 年度採択済み)</p> <p>検定済教科書(中学部) 特別の教科道徳：5 種 (特別の教科道徳以外については平成 27 年度採択済み)</p> <p>文部科学省著作教科書：81 種 一般図書：389 種</p> <p>□高等部</p> <p>検定済教科書：高等学校用 135 種 570 冊 中学校用 2 種 134 冊 文部科学省著作教科書：なし 一般図書：11 種(306 冊)</p>
<p>今後の対応</p>	<p>○教科書別の各校の採択状況一覧表および教科書選定理由書は、高校教育課及び山梨県教育委員会ホームページで公開する。</p> <p>○採択された教科用図書の需要数は、県内市・私立高等学校分と合わせ、検定教科用図書及び文部科学省著作教科用図書については 9 月 16 日までに、一般図書については、9 月 28 日までに文部科学大臣に報告する。 [県内市・私立高等学校分 561 種 252,874 冊] (「教科書の発行に関する臨時措置法施行規則」第 14 条) (「学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書及び障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律に規定する教科用特定図書等の平成 31 年度需要数報告について」)</p>

件名	平成31年度採用山梨県立学校実習助手，寄宿舎指導員選考検査について
経緯	昨年度の状況 平成30年度採用山梨県立学校実習助手，寄宿舎指導員選考検査 (平成29年度実施) 1 選考検査種別 実習助手(工業) 寄宿舎指導員 2 願書の提出期間 平成29年10月23日(月)～10月25日(水) 3 検査 平成29年11月11日(土)・12日(日) 山梨県立甲府第一高等学校 4 検査通過者発表 平成29年12月22日(金)
内容	平成31年度採用 山梨県立学校実習助手，寄宿舎指導員選考検査実施要項の概要 1 受検資格 ① 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者 ② 昭和44年4月2日以降に出生し，高等学校卒業以上の学歴を有する者 2 選考検査種別 実習助手(工業) 寄宿舎指導員 3 採用予定数 いずれも若干名 4 願書の提出期間及び提出先 期 間 平成30年10月22日(月)～10月24日(水) 提出先 教育庁高校教育課 5 検査 期 日 平成30年11月10日(土)・11日(日) 会 場 山梨県立甲府第一高等学校 内 容 一般教養，専門教養，適性検査，作文，面接 6 通過者発表 平成30年12月下旬 7 昨年度からの変更点 ①受検可能年齢の上限を39歳から49歳に変更する。 (昭和44年4月2日以降出生の者とする。) ②加点対象免許資格の追加 昨年度の専門分野の免許資格の外に，次の教員免許資格を追加する。 実習助手(工業)：高等学校「工業」教諭免許 寄宿舎指導員：特別支援学校教諭免許 8 その他 ・平成31年度採用山梨県立学校実習助手・寄宿舎指導員選考検査実施要項及び願書等は，平成30年10月上旬から配付予定

退職手当支給制限処分に係る審査請求について [別途資料配付]